

安房国総社鶴谷八幡宮蔵「縁起」に関する一考察

—大永五年年紀と近世初期の地名変遷から—

鈴木建人

千葉県立中央博物館

〒260-8682 千葉市中央区青葉町955-2

*E-mail: k.szk529@pref.chiba.lg.jp

(二〇二三年一月二六日投稿、二〇二四年一月五日受理)

要旨 安房国の大祭「安房やわたんまち」について記した最古の記録とされる鶴谷八幡宮（館山市）の縁起書には、同筆による別の縁起書が存在する。本稿は、本来一巻であった両史料が後世に裁断され、二巻に再編されたことを明らかにした。また、縁起書のうち一巻は大永五年（一五二五）の年紀から一六世紀の成立とされてきたが、史料中に見える地名の変遷により、江戸時代初期の追記を経て一六〇〇年代以降に成立した可能性が高いことを示した。

キーワード… 鶴谷八幡宮、やわたんまち、安房国府、里見氏、近世村落

令和四年十月二二日から一月九日まで、千葉県立中央博物館において令和四年度秋の展示「おはまおり―海へ向かう神々の祭り―」が開催された。「おはまおり」とは神輿や神体が海川などの水辺へ渡御し、神社へ還御する祭礼の総称である。展示では神輿や神像・絵巻などの資料とともに千葉県各地の「おはまおり」が紹介された。筆者はこの展示チームの一員として展示の事前調査に同行し、史資料を実見する機会を得た。そのうちの一所、鶴谷八幡宮（館山市）では宮司酒井氏の所蔵される鶴谷八幡宮の縁起書『当社勧請年歴』を拝見し、偶然にもこれと料紙・筆跡の酷似する卷子本一巻を発見することとなった。館山市立博物館による史料整理¹で『鶴谷八幡宮社記

（後欠）』と仮題されたこの資料は、『当社勧請年歴』と同じく鶴谷八幡宮の縁起書である。両書とも同宮の由緒を記した文書だが内容に重複するところがなく、装丁は異なるが一見して二巻一組で作成されたものと思われた。しかし、『鶴谷八幡宮社記（後欠）』には『当社勧請年歴』の成立年とされる大永五年（一五二五）と明らかに矛盾する一文があり、両書が一体として作成されたとすれば成立年代が問題となる。

『当社勧請年歴』は鶴谷八幡宮が中心的役割を果たす安房地方の大祭「安房やわたんまち」について詳述する最古の史料として知られ、この祭礼の歴史に触れる文章では頻繁に言及されるが、管見の限り同史料に関するまとまった研究はなく、史料批判

を經ないまま引用・参照されている。こうした現状に対する問題意識に基づき、筆者は祭礼史研究の立場から『当社勸請年歴』を検証し、その価値を再考する。本稿では『当社勸請年歴』と本文書との関係が推測される『鶴谷八幡宮社記(後欠)』の内容・料紙寸法等を比較することで、二書の成立過程を明らかにする。また、両書に含まれる地名等から成立年代を推測する。

なお『当社勸請年歴』・『鶴谷八幡宮社記(後欠)』の史料名は館山市立博物館の付した仮題であり、本来の題は不明である。以下では『当社勸請年歴』を『縁起甲』、『鶴谷八幡宮社記(後欠)』を『縁起乙』とし、適宜『甲』『乙』と略す。両書の翻刻は過去にも行われているが、本論では改行位置や文字の空白、割注や本紙の継ぎ目などを論点とするため、これらの情報を含めて翻刻を行った。また、翻刻は原史料に従って旧字体で行い、本文と表中では新字体を用いている。

一、鶴谷八幡宮と安房やわたんまち

千葉県館山市八幡に鎮座する鶴谷八幡宮は、東西に長い社地を持つ。社殿は西を向き、社前から館山湾に向かって真直ぐに伸びる参道は鶴岡八幡宮(神奈川県鎌倉市)を彷彿させる。旧社格は県社、安房国の総社といわれ、安房地域を代表する大社である。「やわたんまち(八幡の祭)」の名のとおり安房やわたんまちを主宰する神社としても知られ、毎年九月中旬、敬老の日の前の土日に行われる同祭礼には、旧地域の神社一〇社の神輿が鶴谷八幡宮に集合する。国府総社の祭礼といわれるこの祭りは、相模国府祭(神奈川県大磯町)・武蔵くらやみ祭り(東京都府中市)など、関東圏の類似的構造をもつ祭礼と比較される。これらの祭りは国府時代以来の由緒を語る一方で中世以前の史料には乏しく、祭礼の様子を具体的に記す『縁起甲』は、一六世紀前半の空白を補いうる史料として他祭礼との比較の上でも重要である。

二、先行研究での縁起書の位置づけ

その重要性に反して『縁起甲』についてのまとまった研究はない。鶴谷八幡宮の歴史、あるいは安房やわたんまちに関する研究・解説の中で大小の言及はなされているため、以下に主な文献における史料的位置づけを簡単にまとめた。

① 大野太平『鶴谷八幡神社沿革考証』³⁾

最も早く『縁起甲』に言及したのは、昭和一二年(一九三七)に大野太平が記した『鶴

谷八幡神社沿革考証』と思われる。史料や文献によって鶴谷八幡の沿革を考証したもので、発行所は「鶴谷八幡神社事務所」とあり、当時の鶴谷八幡の公式見解と言えよう。同書において大野は『甲』に対して批判的な論考を行っている。というのも、大野は『甲』を旧別当那古寺(館山市那古)の伝承を受けて創作されたものと考えていたよう⁴⁾、神道者の立場からその内容を「全くの作り事なりといふべし」と一蹴する。さらに大永五年の奥書の信憑性をも否定し、具体例を挙げながら「実は徳川中期頃に改め書かれたものと思はる」という。この点は後述する。

同書後半の資料編には『縁起甲』・『乙』が並んで所収されている⁵⁾。『甲』は後にも数度翻刻されているが、『乙』の翻刻はこれが唯一と思われる。大野による『乙』冒頭の注釈は「書体は前のものと類似す、同筆のものならん」として、『甲』・『乙』が同じ筆者により作成されたと推測している。

② 鶴岡静夫「房総の古社・鶴谷八幡宮。」

鶴岡静夫氏は『縁起甲』を実見し、成立年について「実際にはもつと後に記されたものかも知れない」と述べ、後世の写本等である可能性に含みを持たせるが、縁起の内容そのものは概ね史実と解釈している。なお『甲』はこの三年後に刊行される『神道大系 神社編一八 安房・上総・下総・常陸国』に所収されており、この巻は鶴岡氏が編者であることから、『神道大系』の調査のために鶴谷八幡宮を訪れて史料を実見していたと思われる。

③ 田村善次郎「安房の「やわたんまち」―総社の祭りと市―」⁷⁾

④ 松崎憲三ほか編『安房の「やわたんまち」―地方都市の祭礼(一)―』⁸⁾

⑤ 松崎憲三「安房のヤワタンマチ。」

以上の三論文は一連のものと言えらるため、まとめて紹介する。

昭和六一年(一九八六)、田村善次郎氏は安房やわたんまちを取材し、翌年(一九八七)七月号の『あるくみるきく』においてその模様を報告した。これに触発されて調査を思い立った松崎憲三氏は¹⁾、平成元年(一九八九)に自身の研究室の学生を率いて祭礼調査を行い、翌年(一九九〇)に報告書を刊行した。また、この時の調査をもとに平成一年(一九九八)刊行の『千葉県の歴史』において同祭礼の項を執筆している。こうした一連の経緯にも関わらず、『縁起甲』の位置づけは各々の論で異なっている。

田村論文は『縁起甲』を部分的に引用する。大永五年の成立については賛否を明らかにしないが、縁起の内容そのものには概ね肯定的である。松崎氏は一九九〇年の段階では祭礼の現状把握を優先するとして歴史に踏み込まず、『甲』には全く触れな



図1.『縁起甲』(右)と『縁起乙』(左)

い¹¹。だが、⑤では『甲』の前半部を引用した上で、「いずれにしても『鶴谷八幡宮社記』(筆者注:『縁起甲』を指す)によると、一六世紀の段階では、すでに八社の神輿が参集していたことになる」と述べる。史実と受け取れる書きぶりではあるが、断言しているとも言い難い表現である。

⑥ 千葉県教育庁教育振興部文化財課編『ふさの国の文化財総覧 第一巻¹²』
 松崎氏らの調査研究の後、平成一六年(二〇〇四)に「安房やわたんまち」は千葉県の無形民俗文化財に指定された。同年に千葉県教育庁が刊行した本書では次のように紹介されている。

「やわたんまち」の由来は不詳ですが、大永五年(一五二五)の『鶴谷八幡宮社記』(筆者注:『縁起甲』)によれば、一六世紀の段階では少なくとも八社の神輿が参集して、祭りが行われていたことが知られ、(後略)

明らかに⑤を参考にした文章だが、こちらは縁起の成立を大永五年と言い切り、それを根拠に一六世紀の史実として祭礼の歴史を紹介している。

以上の研究・解説における『縁起甲』への言及をまとめると、内容の信憑性には賛否が分かれ、成立年代に対しては読み取れる限りで否定・懐疑・保留であり、積極的に肯定する研究者はいなかった。しかし一般書に分類される⑥においてはそれまでの研究に見られたような史料への慎重な態度は削ぎ落とされている。

表1.『縁起甲・乙』の項の題名と内容要約

縁起甲		縁起乙	
○当社勧請年 歴	養老元年に勧請された。かつて平群郡東国府村にあり、跡地には小社と古井戸がある。現在の社地は景行天皇の行宮跡。	○祭神	祭神4神と相殿8神を列記。 相殿神は安房・朝夷郡に鎮座する神社の祭神。
○称総社事	国府総社について。中古に社地移動して以降は、総社に属した安房・朝夷郡の神社の神を相殿に奉斎し、毎年8月8社の神輿が集會する。	○当安房国称呼 按国史	養老2年5月に上総国の平郡・安房・朝夷・長狭の4郡を割り、安房国を置いた。
○祭礼式	養老2年8月11日に□司(郡司カ)が祭式を創始。嘉保2年、守護が古例に倣い復興。以降、継続。8月大祭の詳細。	○当社勧請之地	景行天皇の東国巡幸説話。 当社の地は景行天皇の行宮跡である。
○本社幣殿 大床等	養老年中の社殿造営の記録は遺失。建保元年に源実朝により社殿造営。建保以降の沿革はない。	○犬駆神事	起源は三韓征伐、祭式は安達盛長の犬逐物が濫觴。後に当国領主里見義実・善成が神主に弓礼射式を伝授し、これを定めた。里見氏滅亡後は遺風を残すのみ。
(奥書)	この社伝は寛元2年に瀬隆が書いたものに寛元以降の事績を補った。 大永5年11月、酒井右近太夫直英の署名と花押。	(奥書)	八幡神の神前に新たに筆をとり、一軸を神庫に奉納する。一卷はこの家に蔵して長く伝え、後日の考証に云う

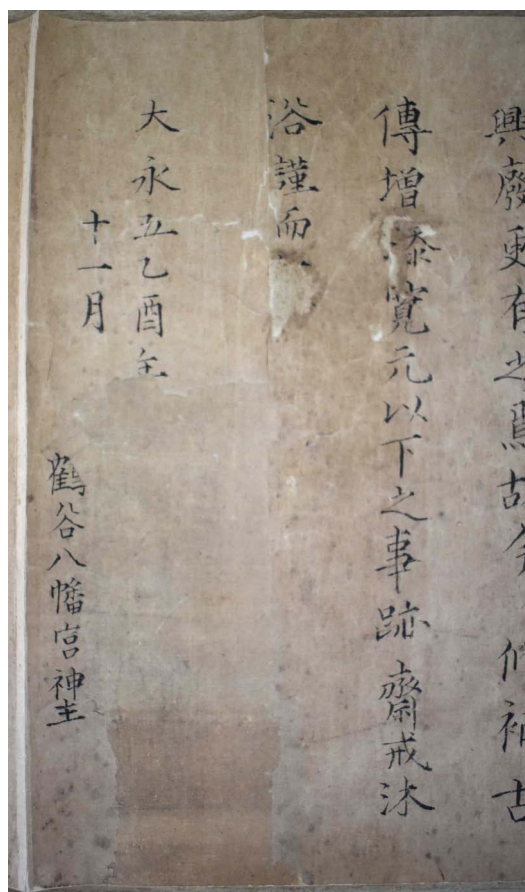


図2. 『縁起 甲』奥書の欠損部

三、両縁起の比較と裁断の痕跡

(一) 文書の体裁と構成

両史料はいずれも紙表具の卷子本である。題簽はあるが無記で、内題もない(図1)。「縁起 甲」は天地を切り落とすが、「乙」には天地に縁があり、こちらの表装は比較的新しい。「鶴谷八幡神社沿革考証」は「縁起 乙」を無表装と記しているため、昭和一二一年以降に表装されたと考えられる。押さえ竹から軸までの全長は「縁起 甲」が二二五九㎜、「縁起 乙」は二四〇六㎜で、本紙の紙幅はいずれも二二六㎜である。本紙サイズについては後述する。

両書はそれぞれ四つの項と奥書で構成される。各項には題があり、続いて本文、小字で割注が続く。館山市立博物館が「縁起 甲」に付けた仮題の『当社勧請年歴』は冒頭の項題から採られたものである。各項の題と内容を要約し、表1にまとめた。

(二) 内容の比較と対応関係

表1のとおり、両書の項目は重複しない。だが内容には共通、あるいは補う部分が見られる。例えば『縁起 甲』「称総社事」の項目には、鶴谷八幡宮の相殿に安房・朝夷郡内の神社の祭神を奉斎したと解される記述があるが、「乙」冒頭の「祭神」がこ

れに対応し、この項を読まなければ奉斎された相殿神の数も、何処の神とも知ることができない。また、「甲」「当社勧請年歴」項では現在の社地を景行天皇行宮跡とするが、景行天皇の東国巡幸と安房地域での事績は「乙」「当社勧請之地」の項目に記されている。一見、「乙」が「甲」を補完するようにも思われるが、文章の流れからすれば別巻に分けて記す理由はないように思われる。

疑問を解く糸口は両書の奥書にある。「縁起 甲」奥書は「齋戒沐浴謹而」以降が紙の欠損により不明である。文脈に従えば短くとも「行奉書畢」程度の文章が続くと思われるが、該当部分を観察すると欠損部は一字分ほどである(図2)。一方の「縁起 乙」は縁起成立に至る経緯などの記述はなく、突然に「八幡大神広前新援筆」と奥書が始まる。つまり、「甲」は不自然に文章が終わり、「乙」は唐突に文章が始まるのである。この違和感は、二つの奥書を繋げて「齋戒沐浴を謹めて(行い)、八幡大神の広前に新たに援筆し…」とすれば解決しよう。「八幡大神」の直前で改行が行われているのは、神名を畏んだ平出と見られ、後の「神庫」に闕字があることから、神やその関連語に敬意を払った文章表現と理解できる。

以上から、二つの縁起の奥書は一つの文章であったと推測され、関連性の強い項目が別巻に記載されている不自然さと考え合わせると、本来は一卷であった縁起が裁断され、二巻に再編された可能性が高い。

(三) 料紙の大きさと裁断の痕跡

通常、縁起を浄書する際は大きさの同じ紙を複数用意したと考えられ、料紙サイズは揃っていることが多い。そのため、料紙の大きさがまちまちであれば裁断が疑われる。両縁起を実測したところ、果たして各料紙の長短には大きな差があった。料紙サイズをまとめたものが表2である。

全く記述を含まない甲1や項題だけの甲4のように明らかに不自然な部分があることから、紙の切断と再編が行われたことは間違いない。最も長い甲3が一〇六二㎜なので、元の料紙はこれと同じか、これ以上の長さがあったと考えられる。裁断はおおよそ項目毎に行われているが、甲4を見ると意図的な文の削除や入れ替えが行われた可能性も考えなければならぬ。裁断の痕跡を最もよく示すのは乙6である。冒頭の項目名「犬駆神事」は「駆」の一部に掛かって紙が切られており(図3)、この無理な切断によつて前の文章との行間は確保されていないし、紙を継ぐ糊代がなかったのか、乙5・乙6は直接貼り合わされず、裏打ち紙によつて繋がった状態である。

裁断と再編の時期は不明だが、少なくとも昭和一二年には現在の二巻に分かれてい

表2. 『縁起 甲』奥書の欠損部

縁起 甲			縁起 乙		
番号	サイズ(mm)	含む記述	番号	サイズ(mm)	含む記述
甲1	39	(なし)	乙1	285	祭神~天手力雄命
甲2	244	当社勸請年歴~祭祀之式也	乙2	150	大山祇命~右相殿共
甲3	1062	称総社事~不缺古式	乙3	天 230 地 225	当安房国称呼按国史~百五十歩許
甲4	19	本社幣殿大床等	乙4	天 372 地 380	按景行帝紀~以来有八幡村
甲5	225	養老年中郡司~建保以後無沿革	乙5	天 239 地 226	□□人皇三十代欽明帝~私云以下直英所言
甲6	197	右所記載~浴勤而□	乙5.5	天 14 地 23	之然敢非無~口碑采用之
甲7	62	大永五乙酉年~鶴谷八幡宮神主	乙6	141	犬驅神事~陣之刻自今三韓国王
甲8	138	酒井右近太夫直英 (花押)	乙7	天 410 地 412	之犬也~存遺風而已
※乙5、乙5.5間の切れ目は紙の劣化による割れか、人為的な裁断か判断しがたいため、二つに分けた。			乙8	天 80 地 75	八幡大神広前~日考証尔云

た。また、その時点で『縁起 甲』は表装されており、『縁起 乙』は無表装であったことから、再編後は『縁起 甲』を優位とする意識があったようである。『甲』を優位とする意識は『乙』の本紙の長さが天地で不揃いな一方、『甲』では整えられていることとも関係するかもしれない。以上は裁断・再編が『甲』を大永五年成立の縁起と見せかけるため、『甲』を中心に行われた可能性を示している。

四、縁起の成立年代

(一) 大永五年年紀との矛盾

では縁起の成立はいつなのだろうか。前述の大野は『縁起 甲』の「御手洗屋敷高一石五斗之証書今尚存」という記述に注目した。大野はこれを鶴谷八幡宮に伝来した慶長十一年(一六〇六)に里見忠義より下された証書であると考え、大永五年の約

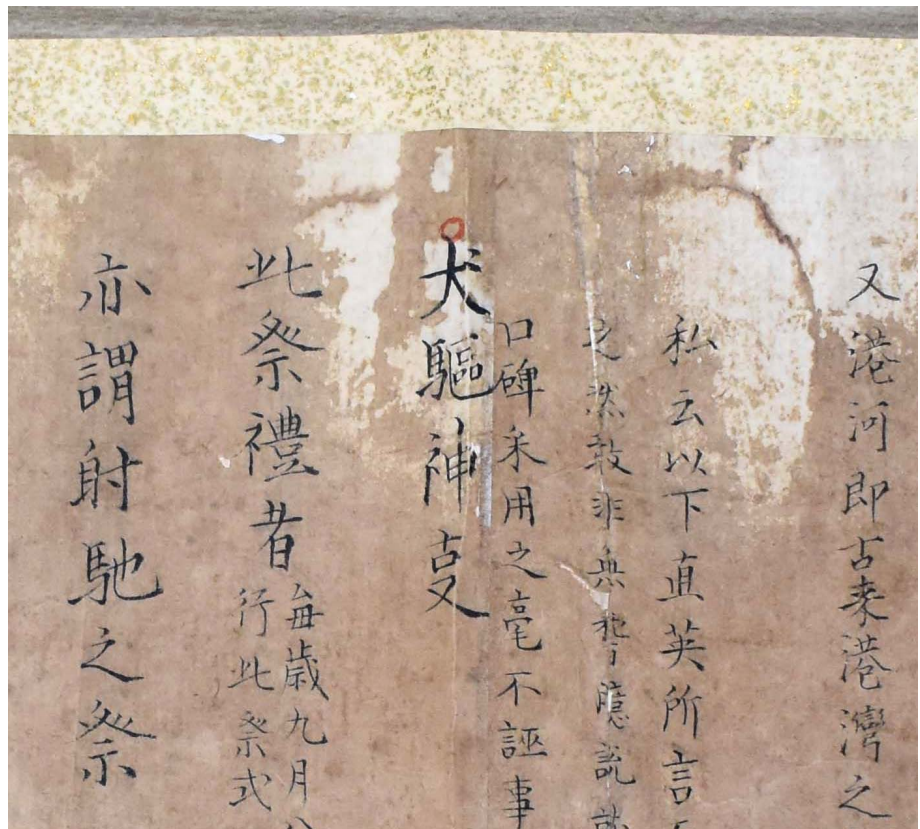


図3. 「驅」の一部に掛かる裁断痕と狭い行間

八〇年後に出された証書を縁起の作者が見られるはずなく、年紀を信用できない根拠としている。この証書が大野氏のいう慶長一一年のものとは断言できないが、安房国において石高制が本格的に用いられるのは慶長二年（一五九七）以降と考えられるため¹³、貫高が用いられていた大永五年当時に書かれたとは考え難いのは確かである。また『縁起乙』『犬駆神事』の項には「里見氏滅して以下」という下りがあり、里見氏が安房国を去る慶長一九年（一六一四）以前の成立もあり得ないだろう。

（二）地名変遷に見える縁起成立の時代

縁起の成立は江戸時代に入ってからであろうが、今少しその時期を絞りこみたい。手がかりとなるのは縁起の中に見える地名である。

『縁起甲』『当社勸請年歴』の項には「当社旧在平群郡東国府村之内、府内守護之社也」とあり、割注に「東国府村者今之府中村也」とある。八幡宮の旧鎮座地では東国府村↓府中村という地名変化があったらしい。また、続く割注によれば元八幡の古跡には小祠と古い井戸があるといい、此処を「御手洗屋敷」と同地としている。これは旧府中村、現在の南房総市府中にある元八幡神社とその社地を指すと考えられる。同社は鶴谷八幡宮の元宮と伝えられ、境内には井戸がある。この元八幡宮↓御手洗屋敷の所在地名の変化の時期を明らかにすることで、縁起の成立年代を考察したい。使用した史料は御手洗屋敷に関係するもののほか、同地に隣接する金剛山神護寺宝珠院¹⁴の関係史料も有効と考えて用いた。大永五年以降で御手洗屋敷・宝珠院の所在地名が史料に表れるのは慶長二年（一五九七）「里見義康寺領充行状写」からである。以降、約八〇年間の史料から所在地名を抜き出したものが表³で、使用した史料は次の通りである。

- ① 里見義康寺領充行状写¹⁵
- ② 里見義康社領寄進状¹⁶
- ③ 里見忠義寺領充行状写¹⁷
- ④ 里見忠義社領寄進状¹⁸
- ⑤ 慶長十一年里見家分限帳¹⁹
- ⑥ 慶長十五年里見家分限帳²⁰
- ⑦ 中村吉繁達状²¹
- ⑧ 中村吉繁判物写²²
- ⑨ 安房国寺社領帳²³
- ⑩ 関東真言宗新義本末寺帳 諸宗末寺帳²⁴

表 3. 近世初期の宝珠院・御手洗屋敷領の地名変遷

和暦	西暦	郡名	村名	寺社（領）名	原史料
慶長二年	1597	—	正木村之内東国府	宝珠院	①
慶長三年	1598	—	東国府	御手洗□	②
慶長十一年	1606	北郡	正木東国府	宝珠院	③
慶長十一年	1606	北郡	正木村	御手洗屋敷	④
慶長十一年	1606	北郡	正木村	宝珠院・八幡御手洗屋敷	⑤
慶長十五年	1610	北之郡	正木村	宝珠院・八幡御手洗屋敷	⑥
元和二年	1616	北之郡	東国府村	宝珠院	⑦
元和二年	1616	北之郡	東国府村	御手洗屋敷	⑧
元和二年	1616	北郡	東国府	八幡御手洗	⑨
寛永九・十年	1632/1633	北之郡	府中	宝珠院	⑩
寛永十四年	1637	平郡	東国府村	宝珠院	⑨
正保～慶安か	1641~1652	平郡	府中村	宝珠院・八幡社領	⑪
寛文五年	1665	平群郡	東国府	宝珠院	⑫
延宝八年	1680	平郡	府中	宝珠院	⑬
延宝八年	1680	—	（房州）府中	宝珠院	⑭

- ① 安房国知行高之帳²⁵
 - ② 真言宗寺領目録留²⁶
 - ③ 房州諸寺院本末帳²⁷
 - ④ 密蔵院・密蔵院朱印地違乱一件につき宝珠院返答書²⁸
- 表からは近世初期の郡・村の移り変わりが見てとれる。まず郡は、慶長期から寛永期まで用いられた郡名の北郡／北之郡が、寛永一四年以降の史料では平郡に変化している。史料⑫のみ律令期の郡名である平群郡と記しているが、同時に出された他寺社

領の寛文朱印状にも平群郡と表記されている²⁹。これらが江戸幕府の発給した公的性格を持つ史料であることを踏まえれば、単なる誤記とは思われず、郡名変化の後しばらくは平群郡とその略称である平郡が併用されたと考えられる³⁰。

次に、村名は二度変わっている。慶長期までは正木村だが、元和二年からは東国府村となり、早ければ一六四〇年代には府中村となったと見られる。『角川日本地名大辞典』の府中村の説明には「江戸初期に正木村から分村して成立³¹」したとあるが、実際は正木村の一部であった東国府が分村して東国府村となった後、府中村に改称したと考えられる。

余談だが、南房総市府中はその名から安房国府跡の中心と目されている。しかし、前述のとおり旧府中村はかつての「東国府」の範囲である。一五世紀後半の宝珠院関係史料³²には「安房国府中（於）宝珠院」と見え、宝珠院の一角が中世から「府中」と称されていたことに疑いはないが、その範囲は現在の府中地区よりも西に広がったのだろう。これと関係すると思われる地名が、府中地区から平久里川を隔てて真西に位置する正木地区（旧正木村）内の小字「西郷（にしごう）」である。「国府台（こうのだい）」「国府津（こうづ）」のように国府を「こふ／こう」と読む例は多く、元は平久里川の東西で東国府（ひがしごう）・西国府（にしごう）と対応する地名であったと推測される。

さて話を戻すと、郡村の変化は慶長一九年（一六一四）の安房里見氏の移封と翌年の代官中村吉繁の入国、寛永一五年（一六三八）の屋代忠正の北条藩立藩など、当地周辺の地域支配の変化と村切りによって生じたと考えられる。縁起に見える地名「平群郡東国府村」と完全に一致する史料はないが、史料⑨の「平郡東国府村」と、史料⑫の「平群郡東国府」が近似する。

以上の検討をまとめると、「当社勸請年歴」項の本文は郡名が北郡から平群郡／平郡に変化した後、東国府村が府中村に変わる前の期間に作成されたと推測できる。具体的には一六三〇年代後半以降、一六六〇年代までの時期と思われる³³。割注は府中村の名称を使用するため一六四〇年代以降かつ本文の成立よりも後となり、当然、縁起全体の成立時期は一七世紀半ば以降に引き下げられよう。

(三) 本文・割注の成立と当初の構成

『縁起甲』『当社勸請年歴』の項に限れば、本文は一七世紀半ば頃、割注は一七世紀半ば以降の成立と言えそうだが、縁起の本文・割注の全てがその年代に当てはまる

とも言い難い。『縁起乙』『当社勸請之地』では「私云」で始まる割注の後、「私云以下は直英の言う所にして贅言に似ると雖も…」と前の注を否定するような別の注が続く。直英とは大永五年の年紀とともに名前のある鶴谷八幡宮神主であるため、「私云」以降が直英による注とすれば該当箇所は大永五年のものとなる。そもそも奥書によれば、寛元二年（一二四四）に「瀬隆」が書いた社伝があったが、紙の損傷や神社を取り巻く状況の変化のため寛元以降の事跡を追補して新たに縁起を作成したという。この真偽はさておいても、こうした認識のもとで縁起が作成されたならば、寛元二年の社記への追補という体裁をとっているはずで、割注の中に大永五年と思われる記述があっても不自然ではない。

以上から、この縁起は少なくとも①寛元二年・②大永五年・③一七世紀半ば後半頃・④一七世紀半ば代以降という四段階を経た構成をしていたと考えられる。だが、成立当時の構成の推測は困難である。「当社勸請之地」項の割注に直英の私見と思われる記述があること、そこに別の注が加えられていることから、本文①＋割注②＋③もしくは④という構成が推測される一方で、「当社勸請年歴」項は本文③＋割注④という構成と思われる、本文と割注との関係が箇所によって異なるためである。

また、縁起には里見氏滅亡の記述が含まれることから、裁断・再編以前には大永五年の成立を装う意図はなかったと思われる。とすれば、③・④の段階で加えられた書写奥書や勘注奥書が末尾にあつたはずだが、裁断・再編により大永五年の奥書以外は削除され、本文と割注が錯綜したのだろう。一案として成立当初の構成を推測すれば、本文①＋割注②＋③＋④からなる前半部、本文③＋割注④からなる後半部、奥書②＋③＋④となるか。

(四) 縁起の評価

紙幅の都合から、これ以上の考察は避けねばならないが、縁起の史料的価値に関わる「祭礼式」項について今少し考えたい。この項は安房やわたんまちについての記述で知られるが、祭礼の詳細は割注にしか記されておらず、割注は「但祭式各還行」・「又十四日夜各皆属之」・「又此祭日不缺古式」の三段に分かれているように見える。割注にも大永五年の記述が含まれる可能性を先に示したところであるが、本文が寛元二年、一つ目の割注の「但祭式各還行」が大永五年のものであるれば、八神社の神輿の寄り合いと鶴谷八幡宮神輿を加えた九神輿の御幸浦への渡御という祭礼の形式は、一六世紀に遡る可能性を僅かに残す。縁起自体は江戸時代に成立したものであるが、文中に様々な年代の記述が混在している可能性があり、祭礼に関

する史料として用いる際は慎重な検討が必要である。

おわりに

ここまで様々な考察をおこなったが、結論を整理すると次のようになる。

○『縁起 甲』・『縁起 乙』には裁断の痕跡がある。『甲』・『乙』で文章が繋がる箇所があることから、両書は当初一巻として成立し、後に二巻に再編されたと推定される。

○文中で使用される地名から、縁起の成立は江戸時代、一七世紀中頃以降である。だが旧地名をそのまま使用した箇所もあり、部分的に時期の異なる記述を含んでいる。本奥書には寛元二年・大永五年の記述が含まれることも示唆されるため、幾度かの追記を経て成立した可能性がある。

○大永五年と明らかに矛盾する記述が文中に多数含まれることから、成立当初は年紀を偽る意図はなかったと思われる。後世の作為的な編集により、『縁起 甲』は大永五年成立と誤認されるよう仕立て直された。

以上は推論や仮定によるところが大きい。縁起の成立が江戸時代に下ることは確実で、一六世紀の記録としてこの縁起を用いることの危険性は提示できたと思ふ。研究史を見れば、この年紀に対する疑念は新しいものではなかったが、多くの人の目に触れる原史や文化財総覧など公的な刊行物において、先行研究での疑念・懸念は殆ど顧みられていない。史学と民俗学の違い、論文と解説書の違いはあるが、学問としての慎重さよりも短く簡潔な文章が優先されたという印象は拭えない。

本稿は安房やわたんまちが中世後期に遡る歴史を持つことを否定するものではない。だが、この縁起から中世を語るには寛元・大永の記述を含むという奥書の検証が必要であり、現時点では甚だ不十分である。他にも成立当初の構成や、裁断・再編がいつ誰によって行われたかなど、未だ多くの課題が残っている。本稿はあくまで「一考察」であり、今後、他の酒井家文書や旧別当 那古寺の史料との比較によって、精緻な検証が行われることを望んでいる。

謝辞

本稿執筆にあたり、鶴谷八幡宮宮司 酒井利文様には快く史料の閲覧と写真掲載の御許可をいただきました。ここに、心より感謝申し上げます。

註

- (1) 酒井家所蔵の文書群は、館山市立博物館により整理され、令和二年(二〇二〇)に「酒井家古文書目録」が作成されている。なお、同文書群は昭和五年(一九八〇)に館山城跡調査会(文献班)によって刊行された『館山市文献史料所在目録』第二集において「鶴谷八幡宮文書」として紹介されているが、本論で取り上げる史料二点はこの目録には含まれていない。
- (2) 相模国府祭は天文二三年(一五四四)に相模六所宮に宛てられたという「後北条氏寄進状写」の「端午祭」、武蔵くらやみ祭りは応永二年(一四一五)成立とされる「市場之祭文」の「武州六所大明神も五月えの市を立たまふ」とあるのが史料上の初出と見られ、具体的な祭礼の記述は皆無である。
- (3) 大野太平「鶴谷八幡神社沿革考証」(鶴谷八幡神社々務所、一九三七)
- (4) 前注3 五頁「そは那古寺の僧徒が伝へたる伝説を承けたるものにして、那古寺創立の年代を養老元年に付会したる妄説なり」
- (5) 大野はいずれの書題も「社記」としている。
- (6) 鶴岡静夫「房総の古社・鶴谷八幡宮」田村円澄先生古稀記念会編『東アジアと日本宗教・文学編』(吉川弘文館、一九八七)
- (7) 田村善次郎「安房の「やわたんまち」——総社の祭りとし——『あるくみるきく』第二四五号(近畿日本ツーリスト、一九八七) 四—三五頁
- (8) 松崎憲三ほか編「安房の「やわたんまち」」地方都市の祭礼(1) (成城大学文学部松崎研究室、一九九〇)
- (9) 千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史別編 民俗1(総論)』(千葉県、一九九八) 五四七—五五〇頁
- (10) 前注8 まえがき「安房の「やわたんまち」の調査を思い立ったのも、同書二四五号の田村善次郎論文に触発されたからである。
- (11) ④では鶴谷八幡宮の由緒とやわたんまちの概要は『千葉県安房郡誌』を引くが、該当箇所には『縁起 甲』の記述が部分的に採られており、間接的には引用しているとも言える。
- (12) 千葉県教育庁教育振興部文化財課編『ふさの国の文化財総覧 第一巻』(千葉県、二〇〇四) 三四頁
- (13) 川名登「安房国における大間検地と徳川検地」『戦国近世変革期の研究』(岩田書院、二〇一〇)「初出一九八三」
- (14) 宝珠院は新義真言宗に属す。江戸期には真言宗触頭を勤め、また檀林を置いた安房国における大寺である。一五世紀以来の歴史をもち、史料に見える限り寺地の移転はない。
- (15) 千葉県史編纂審議会編『千葉県史料 中世編 諸家文書』(千葉県、一九六二)「再版一九九〇」宝珠院文書2
- (16) 前注15 『県史料』鶴谷八幡神社文書3
- (17) 前注15 『県史料』宝珠院文書3
- (18) 前注15 『県史料』鶴谷八幡神社文書4
- (19) 川名登編『里見氏分限帳集成増補版 附安房国四郡御検地高目録 安房国寺社領帳』(岩田書院、二〇一〇)「慶長十一年里見家分限帳」

- (20) 前注19 『里見氏分限帳集成増補版』「慶長十六年里見家分限帳」
- (21) 前注15 『県史料』宝珠院文書4
- (22) 千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史資料編中世3 (県内文書2)』(千葉県、二〇〇一)
- (23) 前注19 『里見氏分限帳集成増補版』「安房国寺社領帳」。この史料の成立は寛永一四年だが、文中に元和二年の寺社領帳の写しを含むため、写し部分は元和二年のものとして用いた。
- (24) 「関東真言宗新義本末寺帳」内閣文庫本『諸宗末寺帳』(国立公文書館デジタルアーカイブ)
- (25) 「安房国知行高之帳」(国立公文書館デジタルアーカイブ)。本史料は明治一八年(一八八五)の写本だが、奥書において正保国絵図との石高の一致から正保頃のものとして推測されている。
- (26) 「真言宗寺領目録留」国立史料館編『寛文朱印留下』(国立史料館、一九八〇)
- (27) 三芳村史編さん委員会編『三芳村史編纂資料Ⅱ』(三芳村、一九八一)六八頁
- (28) 千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史資料編近世2 (安房)』(千葉県、一九九九)通し番号二八三
- (29) 前注26 『寛文朱印留下』史料五六八「那古寺領」・九三六「妙本寺領」・一〇七六「正善院領」ほか。
- (30) この前後の時期、安房国内では丸郡／丸之郡と山下郡が再編され、朝夷郡・安房郡に変化している。変化のなかった長柄郡を含めれば、安房四郡のうち朝夷・安房・長柄の三郡は律令期の郡名である。ここから、里見氏移封の後の安房国では郡名を律令期の旧名に復する動きがあったと考えられ、北郡も同じく古代の郡名「平群郡」に復したが、後には略称の「平郡」が定着したものと推測される。
- (31) 角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典 12 千葉県』(角川書店、一九八四)七四一頁
- (32) 千葉県史編纂審議会編『千葉県史料 中世篇 県外文書』(千葉県、一九六六)「再版一九九二」、九一九四頁
- (33) 縁起の中には歴史を古く装うために古代の地名を使用したものがあるが、この縁起の場合は神社がその土地で持つ利権や祭礼の由緒を説明することが目的であり、読み手に伝わらない旧地名を用いる意義は極めて小さいため、「平群郡東国府村」は縁起の執筆当時に使用されていたと考える。後に地名変更について補足する割注が追加されたのは、縁起の目的を考えれば当然の対応であろう。

【史料】

凡例 文中の丸・カギ括弧・傍線は史料ママ。野線は本紙の継ぎ目を示すために筆者が付した。なお、文字の大小は、原資料の文字の大きさを反映している。

史料1 『縁起 甲(当社勧請年歴)』

○当社勧請年歴

養老元年丁巳年二月五日郡司

紀伴人令土人戸民土木成功

而奉勧請

當社舊在平群郡東国府村

之内府内守護之社也

東国府村者今之府中村

也今猶元八幡之古跡存小社并往古所用神供水之舊井又御手洗屋敷高壺石五斗之證書今尚存

今之社地則往昔 景行天皇所宮行宮之尊跡故郡司 恭奉移府内総社亦翌二年自捧幣帛定祭祀之式也

○称總社事

凡称惣社者其國府内鎮座之大社謂之總社一國之諸神社悉屬之又國司郡司守護地頭任國之初先至

其府時第一拜総社云今當社即総社而舊在府内時

国内安房朝夷二郡之神社等附屬而有祭奠神吏中古移於今之地尚至於今相殿奉齋隸當社每歲八月之神輿渡御之時八社之神輿神集于茲終古不革

○祭禮式

養老二年八月十一日□司自捧

幣帛被行祭式

即今每歲八月所行之神輿渡之神事是也

往昔此祭式在於八月十一日從中頃用十五日不詳其歴也 郡司紀伴人勧請

翌年養老二年巳午歲定此祭式云

從是後六十八代後一條天皇萬壽

三丙寅年八月神事之砌國司

惟忠捧幣而有寄附之事同

天皇之御宇長元戊辰年前

上總介忠常謀及殺安房守惟忠

同三庚午年任國之司安房守

平政輔先驅而檢非違使平直

方等率東山東海兵忠常時

宿于社領云又同四辛未年甲

斐守源頼信率安房阪東軍士討忠

常之時父祖源頼義祈八幡宮

任平奥羽賊吉例詣當社懇禱

有寄附之事云云又人皇七十三代

堀川院御宇嘉保二年金吾親

元爲當國守護自臨此祭祀羶老

年間倣郡司草創之古例獻幣

帛自行此祭式以來依舊格先

規每歲不闕此神吏一

但祭式每年八月十四日當國大神宮村鎮守洲之宮村
鎮守大井村鎮守長田村鎮守山萩村鎮守香見村鎮
守滝川村鎮守瀧口村鎮守合八所相殿之神八柱之神輿
當社假神舍江神集本社神輿合九神輿午刻當社
神主祈宜命婦社人等并右八村鎮守所預神職供奉隨
從而奉渡御幸浦祭禮畢而各還行一

又十四日夜右八社神主社人等當社神主之書院二集會
一統任先例各座列定而銘々襲職繼目等之義披露之并
總而神祇道之命令廻達或神勸向之事件又時々變革等
調之衆議談判之上悉令記錄此式有之故從往古記錄
所祭又記錄祭共稱來 因云唱記錄所非輕易之事既
大內有御記錄所又僧家督非義檢校僧徒謂之錄所
亦警者長官謂之惣錄皆其管下之非分區之局謂記錄
所今當社有記錄祭之名則國府鎮座之總社故於今有
此遺式凡不拘
式內式外國府一
此遺式凡不拘式內式外國府總社者國司守護尤可尊崇
神社故大小諸神社皆屬之一 又此祭日從當社旧地古井水汲來而
用神供等不缺古式一

○本社幣殿大床等

養老年中郡司勸請之宮社

造營式當時之古記遺失無所

考建保元癸酉年八月十一日土

木成功鎌倉將軍源実朝公

奉加造營以來本社幣殿拜殿

等每營繕以先規舊格加修理

建保以後無沿革

右所記載社傳者舊寬元二甲辰
年七世孫瀨隆所記也然世移時變
文字摩滅楮紙又蛀蠹加之時世沿

革而至宮社造營祭祀式等則頗
興廢更有之焉故今余修補古
傳增添寬元以下之事跡齋戒沐
浴謹而□

大永五乙酉年

十一月

鶴谷八幡宮神主

酒井右近太夫

直英（花押）

史料2 『縁起乙（鶴谷八幡宮社記・後欠）』

○祭神

品陀和氣命

□^{（帶）}中比古命

息長帶比賣命

大足忍代別命

相殿

天太玉命

天比理乃賣命

天日鷲命

天手力雄命

當國安房郡大神宮村鎮座

同郡洲宮鎮座

同郡瀧口村鎮座

同郡大井村鎮座

大山祇命

同郡長田村鎮座

稚産靈命

同郡山荻村鎮座

手置帆負命

朝夷郡沓見村鎮座

天忍穗耳命

安房郡瀧川村鎮座

右相殿共十二社之大神合祭事」

○當安房圈称呼按國史

元正天皇養老二年五月割上総

國平郡安房朝夷長狭之四郡置

安房國云 又國造本紀曰成務天皇御時賜國造
云云 國之内馬采田海上武射菊間阿波云云

○當社勸請之地 安房郡港村

今湊村之南距御幸濱之渚凡
百五十步許

按景行帝紀冬十月 天皇

至上 總國渡淡水門云云此時即從上總

海越平郡海給時也 又曰定東之淡水門

云云所謂淡者成務帝御宇給國造阿波而粟之國者今四國之阿波而齋明帝時粟

波然則淡者今安房郡是也 按古語拾遺天富

命至阿波國植麻穀阿波忌

部所居便号安房郡即於其

地建太玉命社云云所謂此阿波即安房也

今據古紀皇典考則今湊村

即淡之水門而今所存湊川之辺港灣而景行帝御着船之地

今當社之地者上古 天皇假

宮造給地也故此濱浦從往昔稱御幸浦土人口碑所傳也元此邊總

稱港後奉齋祭八幡宮以來有八幡村之名也

私云 人皇三十代 欽明帝御宇豐前國宇佐郡白旗

八流下而立地由而奉神号以來稱八幡大神

人皇五十六代 清和帝御宇貞勸元巳卯年建八

幡祠洛男山即石清水八幡宮是也

人皇七十代 後冷泉帝康平六癸卯年源賴義

建鶴岡八幡宮云云源賴義奧羽賊平治而凱陣

時奉勸請相模國鎌倉里於社前今放鶴依而名鶴岡當社

鶴谷之名康平年中以後也凡八幡大神奉祀地以鶴為地

名為社名皆可為因之

又按此邊往古御幸浦鏡浦長渚須加等而村名後

世所命又八幡村舊港中之村落而八幡宮鎮座

以後割港里為八幡村

又港河即古來港灣之舊跡也

私云以下直英所言而雖似贅言聊為考證記

之然敢非無臆臆說就正史徵之又久以所傳於

口碑采用之毫不誣事實

○犬驅神吏

此祭禮者每歲九月八日行此祭式土俗謂犬驅祭

亦謂射馳之祭 抑此起原往古

神皇功后三韓征伐御平治御凱

陣之刻自今三韓國王吾日本國

之犬也自有此詔之故事也云

祭式執行之濫觴者文治二年鎌倉

將軍使安達藤九郎盛長爲奉

行於社前馬場令行犬逐物之式

以來每歲從古例勤之其後當國

領主里見形(マ)部少輔義實補之又

義成朝臣被爲召神主大膳亮隆繁

并祠官武内宮内紀喬臣於庭園

被令傳授弓家第一之故実笠懸

犬逐物流鏑馬之弓禮射式等被

爲定以來不廢之祭式騎馬并式之
具從地頭出之

里見氏滅而以下乘馬射人共村在之氏子出之
今聊存遺風而已

祭式雖不絶于今比較往時則可

存遺風而已」

八幡大神廣前新援筆以一軸奉

納 神庫以一卷藏于家長傳後

日考證尔云